

諫早市告示第 1 3 4 号

諫早市アピアランスケア支援助成金交付規程を次のように定める。

令和 7 年 8 月 7 日

諫早市長 大久保 潔 重

諫早市アピアランスケア支援助成金交付規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、がん治療と社会生活の両立を支援するため、がん治療に伴う外見の変化による精神的負担及びその変化を補完するための用品（以下「アピアランスケア用品」という。）を購入する者に対し、アピアランスケア用品の購入に係る経費を助成するアピアランスケア支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) がんと診断され、がんの治療を受けた者又は現に受けている者
- (3) 国又は他の地方公共団体が実施する事業により同種の助成を受けていない者
- (4) 他の制度による同種の助成を受けることができない者
- (5) 市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していない者

(助成対象経費等)

第 3 条 助成金の交付の対象となるアピアランスケア用品の区分、助成対象経費、助成金の額及び助成回数の上限は、別表の区分に応じ、それぞれ同表に定めるとおりとする。

2 助成金の交付の対象となる費用は、別表の助成対象経費の欄に掲げるアピアランスケア用品の購入に直接要した費用とし、付属

品及びケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等）、購入のために要した送料、振込手数料等は、助成の対象外とする。

（助成金の交付の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、諫早市アピアランスケア支援助成金交付申請書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) がんの治療を受けたこと又は現にがんの治療を受けていることが確認できる書類（診断書、治療方針計画書、診療明細書等の写し）

(2) アピアランスケア用品を購入した日付及び金額の明細がわかる書類

(3) 助成金の振込先口座を確認できる通帳等の写し（申請者名義の口座に限る。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請ができる期間は、最初に購入した日が属する年度から3年度以内とする。

3 第1項の規定による申請は、アピアランスケア用品の購入が完了した日が属する年度の末日までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（審査）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、助成が適当と認めたときは助成金の交付決定を行い、諫早市アピアランスケア支援助成金交付決定通知書により、助成が適当でないと認めたときは諫早市アピアランスケア支援助成金交付不承認決定通知書により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定をした申請者に対し、当該申請者が指定した口座への振込みの方法により助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第 7 条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 8 月 7 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以後に購入したアピアランスケア用品に係る助成金から適用する。

別表（第3条関係）

区分	助成対象経費	助成金の額	助成回数 の上限
ウィッグ 等購入	次に掲げるアピアランスケア用品の購入に係る経費（次の各号の経費を合算した経費でも可） (1) ウィッグ (2) 装着用ネット (3) 毛付き帽子	助成対象経費欄に掲げる経費に2分の1を乗じた額（その額に1,000未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。	助成金額の限度額内で、1人につき3回までとする。
乳房補正 具等購入	次に掲げるアピアランスケア用品の購入に係る経費（次の各号の経費を合算した経費でも可） (1) 補整パッド (2) 補整下着 (3) 人工乳房 (4) 人工乳首 (5) 専用入浴着	助成対象経費欄に掲げる経費に2分の1を乗じた額（その額に1,000未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。	助成金額の限度額内で、1人につき3回までとする。

備考 乳房補正具等購入の場合は、1人につき左右の乳房切除ごとにそれぞれ計算する。

